

担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱

制 定	令和3年5月6日付け農第86号
一部改正	令和4年4月28日付け農第142号
一部改正	令和5年3月31日付け農第1309号
一部改正	令和5年9月1日付け農第699号
一部改正	令和6年3月28日付け農第1467号
一部改正	令和7年3月31日付け農第1353号
一部改正	令和8年5月18日付け農第9号

(趣旨)

第1 本県の農林水産業・農山漁村は、安全・安心で品質の確かな食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成など、多面的機能を通じて県民のいのちと暮らしを支える重要な役割を果たしている。

こうした中で、農業は、長年米主体の生産構造が続いたため、主食用米の需要の減少を背景に、農業全体の活力が失われつつあり、水田園芸など担い手にとって魅力のある生産性の高い農業の推進が急務となっている。

このような状況に対応するため、「島根県農林水産基本計画」において、スマート農業の推進、水田を活用した園芸の推進や、島根ならではの特色ある生産である有機農業やGAPの振興など、ものづくりから推進を図るとともに、農業産出額100億円増を実現していく上で必要な地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額1,000万円以上」とし、認定農業者の経営改善や新規就農者の確保から中核的担い手へ発展していくための取組、独自の販路や高い生産技術を持ち、地域の農業者と連携しながら経営発展を図る地域をけん引する経営体の取組を一体的に支援することにより、島根の農林水産業・農山漁村の持続的な発展を実現するために行う事業を実施するものとし、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分は、(1) 自営就農開始支援事業（別表1）、(2) 認定農業者機械等整備支援事業（別表2）、(3) 地域をけん引する経営体機械等整備支援事業（別表3）、(4) 自営就農志向者受入促進事業（別表4）及び(5) 農業省エネ機器等導入緊急支援事業（別表5）とし、事業に係る手続きについては補助事業区分毎に行うものとする。

2 事業種目、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1から5に定めるところによる。

3 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 市町村長、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会（以下「市町村長等」という。）又は事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）、総括表（様式第2号）及び別記1から5までの取扱いに定められた書類を知事に提出しなければならない。

2 市町村長等は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金

に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更交付申請）

第4 市町村長等が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第3号）及び別記1から5までの取扱いに定められた書類を知事に提出しなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

（1）補助事業の実施主体の変更

（2）補助事業の中止又は廃止

（3）補助事業の施工箇所の変更

（4）事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

（5）事業内容の主要な部分に関する変更

（6）その他知事が必要と認める場合

2 市町村長等が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第9号による報告書を提出しなければならない。

（概算払請求）

第5 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）による請求書を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第6 市町村長等は、事業が完了したときは様式第5号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

（実績報告）

第7 市町村長等が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第6号及び別記1から5までによるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合には、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月末日までとする。

2 市町村長等は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（その他の手続き）

第8 その他の手続き等については、別記1から5までの取扱いによるものとする。

（財産の処分の制限）

第9 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械等とする。

- 2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間（以下「処分の制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、別表5により取得した財産については、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理省・郵政省・自治省令第6号）に定める処分制限期間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第10 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 市町村長等は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号による報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存）

第11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分の制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第8号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するに当たり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則（令和3年5月6日付け農第86号）

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月28日付け農第142号）

この要綱は、令和4年4月28日から一部改正して施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日付け農第1309号）

この要綱は、令和5年3月31日から一部改正して施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月1日付け農第699号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日付け農第1467号）

この要綱は、令和6年3月28日から一部改正して施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日付け農第1353号）

この要綱は、令和7年3月31日から一部改正して施行し、令和7年4月1日から適用する。

る。

附 則（令和8年5月18日付け農第9号）

この要綱は、令和8年5月18日から一部改正して施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1(自営就農開始支援事業)

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助金上限等
(1) 機械等整備支援	<p>農業経営を開始する場合に必要な次に掲げる経費に対する助成。</p> <p>①農業用機械又は施設（環境衛生施設（トイレ等）を含む。）の購入又は設置に要する経費（ただし、「ハウス等整備事業」で整備可能な農業用ハウス（育苗ハウス以外）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）及び菌床きのこハウスを除く。）。</p> <p>②素畜（繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る。）の導入に要する経費（補助の対象及び額は別に定める。）。</p> <p>③果樹等の植栽に要する経費。</p> <p>④排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費。</p> <p>⑤就農者の労働環境整備のための環境衛生施設（トイレ等）の設置に要する経費。</p>	<p>次の全てを満たす者とする。</p> <p>①認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表及び別表3において「法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）、認定農業者（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう（別表2及び5において同じ。）。ただし、認定新規就農者から移行した者を除く。）又は青年等就農計画若しくは農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専業的に農業に従事することが見込まれる者。</p> <p>②農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等（法第4条第2項に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又は新たに農業経営を営もうとする青年等であること。</p> <p>③農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行い、農林産物について国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している者又は事業実施年度の翌年度末までに取得することが確実な者。非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者。</p> <p>④認定農業者の場合は、個人経営体又は一戸一法人であること。</p> <p>⑤農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として別記1別紙1に定めるものを講じ、又は講じることが見込まれる者。</p>	<p>1/3以内（ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知））、地域農業構造転換支援対策（地域農業構造転換支援事業及び新規就農者チャレンジ事業（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知））による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>	市町村	<p>補助金上限</p> <p>1 事業実施主体当たり 10,000千円</p> <p>ただし、(2)改良・改修、修繕等支援に係る経費に対する助成にあつては 2,000千円</p> <p>下限事業費 1 機械等当たり 300千円</p>
(2) 改良・改修、修繕等支援	<p>経営継承によって取得した施設等の改良又は修繕等に要する経費に対し助成。経営継承に要する次に掲げる経費を対象とする。</p> <p>①経営継承（別記1別紙1に定める）により取得した施設等の改良（栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入など生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるものをいう。）に要する経費。</p> <p>②経営継承により取得した施設等の修繕（交換、補修、補強等）、移転、撤去等に要する経費。</p> <p>③経営継承により取得した果樹等の改植に要する経費。</p> <p>④経営継承により取得した圃場等の排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の改修等に要する経費。</p>	<p>機械等整備支援の事業実施主体の条件に加え、⑥を満たす者とする。</p> <p>⑥本事業で対象とする施設等が継承資産活用計画（別記1様式第6号）に記載されており、当該施設等を所有する者。</p>	<p>1/3以内（ただし、農林水産省の地域農業構造転換支援対策（新規就農者チャレンジ事業（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知））による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>		

別表2 (認定農業者機械等整備支援事業)

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助金上限等
認定農業者機械等整備支援	<p>認定農業者等が、経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な農業用機械・施設等の整備に対する助成。</p> <p>(ただし、「ハウス等整備事業」及び「水田園芸拠点づくり事業」で整備可能な農業用ハウス(育苗ハウス以外)、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)、菌床きのこハウス及び小規模土地基盤整備は除く。)</p>	<p>次の①～③を全て満たす認定農業者</p> <p>①次のa又はbを満たす者 a. 地域計画が策定されている地域又は事業実施年度内に確実に策定される地域であり、その目標地図に位置付けられた者又は事業実施年度に確実に位置付けられる者。 b. 市町村等の公的な機関が関与する各種計画・ビジョンに位置付けられた者。</p> <p>②事業の実施年度から5年以内に販売金額1,000万円を目指す計画を策定した者又は事業実施の翌々年度までに販売金額を5%以上増加する計画を策定した者。</p> <p>③農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行い、農林産物について国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証を取得している者又は事業実施年度の翌年度末までに取得することが確実な者。 非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組む者。</p> <p>(水田園芸6品目用機械等を導入する場合) ①～③に加えて、次の④を満たす者。 ④県推進水田園芸6品目の反収を全国レベルまで向上する計画(別記2様式第8号)を作成している者。</p> <p>(稲作生産性向上・コスト削減を目指す場合) ①～③に加えて、次の⑤を満たす者。 ⑤水稻生産性向上・コスト削減計画(別記2様式第9号)を作成している者。</p> <p>(有機農業用機械等を導入する場合) ①～③に加えて、次の⑥及び⑦を満たす者。 ⑥有機JAS取得者、又は事業実施の翌々年度までに取得することが確実な者。 ⑦有機JAS認証取得(拡大)計画(別記2様式第10号)を策定している者。</p>	<p>1/3以内(ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援(融資主体支援タイプ)(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知)、地域農業構造転換支援事業(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。)</p>	<p>市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会</p>	<p>補助金上限 1事業実施主体当たり 3,333千円</p> <p>ただし法人経営体(設立1年未満の集落営農法人を除く)は 8,000千円</p> <p>下限事業費 1機械等当たり 500千円</p>

別表3 (地域をけん引する経営体機械等整備支援事業)

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助金上限等
<p>地域をけん引する経営体機械等整備支援</p>	<p>国庫補助事業で対象とならない施設・機械（運搬用トラック、倉庫、フォークリフト等農林水産業生産活動の範囲外にも併用できるもの）整備支援 (1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 (4) 雇用者の労働環境整備に係る施設 (5) その他、知事が認めるもの</p>	<p>「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）に基づき「地域連携・産地づくり計画」の認定を受けた者で次の（1）から（10）までの要件を全て満たす者。</p> <p>(1) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が1名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。 (2) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。 (3) 活用農地及び活用土地について、交付申請時まで、農地法（昭和27年法律第229号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）に基づく開発協議等の必要な手続が完了しており、かつ、適正に利用されること。 (4) 事業実施に当たって補助残及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。 (5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。 (6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。 (7) 農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行い、農林産物について国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している者又は事業実施年度の翌年度末までに取得することが確実な者。 非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者。 (8) 企業の直接進出に当たって定款変更等の必要な手続きが完了していること。 (9) 新たに子会社又は関連会社を設置して進出する場合は補助金交付申請時まで、当該子会社又は関連会社の登記が完了していること。事業所を設置して進出する場合は、県税条例（昭和51年島根県条例第10号）に基づく設置の届出が完了していること。 (10) 進出1年以内に島根県内において認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた者）となること。</p>	<p>1/3以内</p>	<p>市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会</p>	<p>補助金上限 1 事業実施主体当たり 5,000千円</p> <p>下限事業費 1 機械等当たり 500千円</p>

別表 4 (自営就農志向者受入促進事業)

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助金上限等
<p>自営就農志向者受入促進支援</p>	<p>研修対象者が農業経営を開始するにあたり必要な研修を実施するために要する次に掲げる経費に対する助成。</p> <p>(1) 施設・機械等の購入又は設置に要する経費(ただし、「ハウス等整備事業」及び「水田園芸拠点づくり事業」で整備可能な農業用ハウス(育苗ハウス以外)、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)及び菌床きのこハウスを除く。)</p> <p>(2) 素畜(繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る。)の導入に要する経費(補助の対象及び額は別に定める。)</p> <p>(3) 果樹等の植栽に要する経費。</p> <p>(4) 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費。</p> <p>(5) 研修対象者の研修環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費。</p>	<p>本事業の実施主体は次の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 島根県地域研修制度実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める島根県担い手育成協定を締結していること。</p> <p>(2) 第5の1に定める研修計画を作成していること。</p> <p>(3) 農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行い、農林産物について国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証を取得している者又は事業実施年度の翌年度末までに取得することが確実な者。 非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組む者。</p> <p>(4) 交付申請時、既に研修対象者を受け入れて研修を実施している者、又は受け入れて研修を実施することが決まっている者。</p> <p>(5) 事業完了後、少なくとも7年間は常時、研修対象者を受け入れて研修を実施する体制を整備し続ける者。</p> <p>(6) 交付申請までに(交付申請時、研修対象者を受け入れて研修を実施していない場合は研修の開始までに)、労災保険に加入している又は研修を受け入れる研修対象者を傷害保険に加入させていること。</p>	<p>1/3以内</p>	<p>市町村</p>	<p>補助金上限 1 事業実施主体当たり 3,333千円</p> <p>下限事業費 1 機械等当たり 300千円</p>

別表5（農業省エネ機器等導入緊急支援事業）

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	交付先	補助金上限等
<p>農業省エネ機器等導入緊急支援</p>	<p>物価高騰の影響を受ける認定農業者に対し、省エネ・省コストが図られる機器等の導入に対する支援。</p> <p>(1) 対象機械 【施設園芸】 ・二重被覆（内張カーテンなどの張付） ・変温管理装置（多段サーモ装置） ・自動温度制御（サイド開閉装置） ・その他省エネ・省コスト化に資する資材、装置等 【有機農業】 ・堆肥散布機 ・バケットローダー ・紙マルチ田植え機 ・その他化学肥料、化学合成農薬の削減に資する機械等 【その他機械等】 ・可変施肥田植機 ・センシング用ドローン ・農作物生育診断システム ・自給飼料生産用機械（ディスクモア、ロールベアラー、ラッピングマシーン等） ・その他省エネ省コスト化に資する機械等</p> <p>（ただし、「農業省力化投資支援事業」で整備可能な機械は除く。）</p> <p>(2) その他 ・本事業の交付は1事業体あたり1回限りとする。 ・ただし、令和8年4月1日以前に「認定農業者機械等整備支援事業 省コスト枠」「省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業」又は「燃油価格・農業資材高騰等総合緊急対策ハウス整備事業」を活用した事業実施主体については、1回に限り再度の申請を可能とする。</p>	<p>次の要件を満たす認定農業者。 ①次のa又はbを満たす者 a. 地域計画が策定されている地域又は事業実施年度内に確実に策定される地域であり、その目標地図に位置付けられた者若しくは事業実施年度に確実に位置付けられる者。 b. 市町村等の公的な機関が関与する各種計画・ビジョン（産地ビジョン）に位置付けられた者。 ②事業実施翌々年度までに導入した機械により、事業実施前年度と比較して、省エネ・省コスト化を5%以上図る計画（別記5様式第2号）を策定している者。 ③有機農業に関する機械を導入する場合は、有機JAS取得者又は事業実施の翌々年度までに取得することが確実な者。</p>	<p>1/2以内（ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知）、地域農業構造転換支援タイプ事業を含む。）（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知）による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>	<p>市町村 地域農業再生協議会 地域担い手育成総合支援協議会</p>	<p>補助上限額 1事業実施主体当たり 10,000千円</p> <p>下限事業費 1機器等当たり 500千円</p>

(実施基準)

第1 総括的事項

1 一般的基準

- (1) 本事業は、地域の実情に応じつつ、国庫補助事業やその他の関連する事業との連携のもとに計画的、総合的に実施する。この場合において、市町村長等は、それぞれの事業間の相互連携に十分配慮するとともに、関係機関・団体等との密接な連携のもとに、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行う。
- (2) 補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定し、施設機械整備等の事業規模については、事業目的に合致する程度とする。
- (3) 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業及び国（国費を財源とし他団体が補助等するものを含む。）又は県から他の補助金等の交付を受ける事業については、本事業の補助対象とすることは認めない。ただし、交付要綱別表1の「事業種目」の欄に掲げる（1）及び別表2の経費の場合で、農林水産省の農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知））、地域農業構造転換対策（地域農業構造転換事業、新規就農者チャレンジ事業（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知））
- (4) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的に活用する。
- (5) 補助対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、事業実施主体は直営施行を行うことができる。
- (6) 補助対象事業は、1カ所又は1施設の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。
- (7) 施設の整備に当たっては、既存類似施設との調整に努める。
- (8) 事業の継続的な効果の発現を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は民間の損害保険等（天災に対する補償を必須とする）に加入することとする。
- (9) 事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

2 機械等について

機械等の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 補助の対象とする施設・機械は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとする。
ただし、既存の機械等及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点からみて適当と認められる場合には、増築、併設等又は合体施行、直接施行又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。
- (2) 用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助対象としないものとする。
- (3) 補助対象とする機械等は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。また、事業の対象となる機械等が中古である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。
ただし、交付要綱別表1の（2）の②及び別表5の経費の場合はこの限りでない。
- (4) 器具及び備品に係るものは対象としない。
ただし、交付要綱別表1の（2）及び別表5の経費の場合は、この限りではない。
- (5) 施設・機械のうち、農林水産業生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。
ただし、農業経営において真に必要であり、農業生産活動に限り使用されると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 既存の施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、補助対象としないものとする。

3 小規模土地基盤整備について

事業内容は、排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備とし、交付要綱別表1、別表3及び別表4の事業で実施できるものとする。

4 事業実施設計書の作成（基盤・施設・機械等を整備する事業）

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき補助対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、事業実施設計書を作成する。
- (2) 実施設計費は、実施設計に必要な調査費及び実施設計に直接的に必要な費用とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。
- (3) 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする別表第1に掲げる費用であって、原則として工事費の3.5パーセントを限度とし、事業の実施態様に応じて積算するものとする。
- (4) 請負施行の場合は、事業実施設計書の作成に当たって、公正な補助事業の執行が確保されるよう、事業実施主体と利害関係がない（資本面、人事面、縁故面）と認められる者に請け負わせて、作成する。

ただし、製造請負工事に係る事業実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限りは単一の施工業者を選定して、当該施工業者に事業実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成する。

第2 機械等・小規模基盤整備事業実施に関する事項

機械等整備及び小規模土地基盤整備の施行方法は直営施行、請負施行又は委託施行のいずれかによるものとし、事業実施主体は、その施行方法ごとに、それぞれ次に掲げる事項に留意して、適正に事業を施行するとともに、県内中小企業者に発注するように努めること。

なお、1事業は1施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、1事業を、工種又は施設等を明確に区分して、2つの施行方法により施行することができる。

1 直営施行

補助事業の対象となるのは、工事材料費、機械器具費、労務費（外部委託に係る部分のみ。）、機械借損料及び工事雑費のほか実施設計費（外部委託の場合に限る。）であり、諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は対象としない。外部から調達する物資の積算については請負施行に係る支給品費の取扱に準じる。

実施に当たっては、事業実施主体は、事業実施設計書に基づき、直接材料の購入を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図る。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払う。

2 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させ、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期する。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとし、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。

また、競争入札の結果、落札に至らない等一定の要件を備えた場合にあっては、随意契約によることができる。

一般競争入札に付しがたい場合、事業実施主体は、その理由および契約の方法を整備に係る入札等契約方式について（様式第10号）により、市町村長等に事前に届け出を行い、市町村長等は、隠岐支庁又は農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を經由して知事に届け出た上で契約を締結するものとする。

なお、事業実施主体は契約締結後、速やかにその結果を入札等結果の報告（様式第10号の2）により、市町村長等に報告するものとする。市町村長等は、センター等を経由して知事に報告するものとする。

さらに、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。（市町村ホームページでの公表も可）

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事に関する一切の事項を処理させる。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、必要に応じて工事の記録等を行わせる。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受ける。

この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受ける。

3 委託施行

委託施行については、請負施行にできない明確な理由がある場合にのみ対象とする。

その実施においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う。また、委託施行とする場合は、第1の3の（1）に定める総会等の議決等所要の手続きを行う。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行う。

また、事業の委託に係る契約については、「委託費の事務取扱について」（昭和39年3月26日付け39経第870号農林事務次官依命通知）に準じて、適正に行うこと。

4 機械等整備の施行方法

機械等整備の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴取することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない等一定の要件を備えた場合にあっては、随意契約によることができる。

なお、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。

一般競争入札に付しがたい場合、事業実施主体は、その理由および契約の方法を入札等契約方式について（様式第10号）により、市町村長等に事前に届け出を行い、市町村長等は、センター等を経由して知事に届け出た上で契約を締結するものとする。

おって、事業実施主体は契約締結後、速やかにその結果を入札等結果の報告（様式第10号の2）により、市町村長等に報告するものとする。市町村長等は、センター等を経由して知事に報告するものとする。

さらに、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。（市町村ホームページでの公表も可）

5 書類の整備及び保管

事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管する。

第3 補助対象事業費の内容、構成及び積算について

1 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、小規模基盤整備にあつては別表第2を、機械等整備にあつては、別表第3を標準とする。

2 補助対象事業費のうち工事費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

なお、1事業が2つの施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算する。

(1) 積算の方法

ア 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格による。なお、単価の根拠については摘要欄に明記することとし、必要と判断される場合は算出根拠資料を添付する。

イ 建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算し、更に直接工事費は、事業実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算する。
この場合において、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができる。

(2) 支給品費（請負・委託施行）

ア 支給品費は、事業実施主体が、支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上する。

イ 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額による。

ウ 支給を行う場合は、当該工事材料等を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、当該工事材料を支給品費として積算できる。

(3) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う。

(4) 諸経費

ア 諸経費は、請負施行において請負人等が必要とする別表第5に掲げる現場管理費及び別表第6に掲げる一般管理費等とする。

イ 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算する。

ウ 直営施行の場合、諸経費については、計上しない。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

第4 補助対象事業により整備した機械等の管理運営等について

事業実施主体は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した小規模基盤整備及び機械等整備を、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

1 管理主体

機械等の管理は、原則として事業実施主体が行う。

2 管理の方法

(1) 事業実施主体は、その管理する機械等について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、機械等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。

(2) 管理規程には、次に掲げる事項のうち機械等の種類に応じ必要な項目を明記する。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 保全に関する事項
- ク 償却に関する事項
- ケ 管理運営の収支計画に関する事項
- コ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する。

3 処分等の手続き

(1) 事業実施主体は、機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行おうとするときは、市町村長等を経由して知事に協議する。

(2) 事業実施主体は、機械等について、その処分制限期間内に立地条件その他社会経済的情勢の変化等により、当該補助金の交付の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であつて、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第13条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには市町村長等を経由して知事の承認を受けなければならない。

(3) 上記(2)に規定する手続きは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととする。ただし、素畜導入の場合は善良な飼育管理を行ったにもかかわらず、当該繁殖雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があつた場合は返還を要しない。

なお、事業実施主体は、当該繁殖雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があつたときは、遅滞なくその状況を市町村を経由して知事に報告しなければならない。

第5 事業の管理運営

1 県、市町村は、事業の実施に当たっては、事業実施主体に対し、機械等の適正な価格、導入方法により整備するよう指導する。

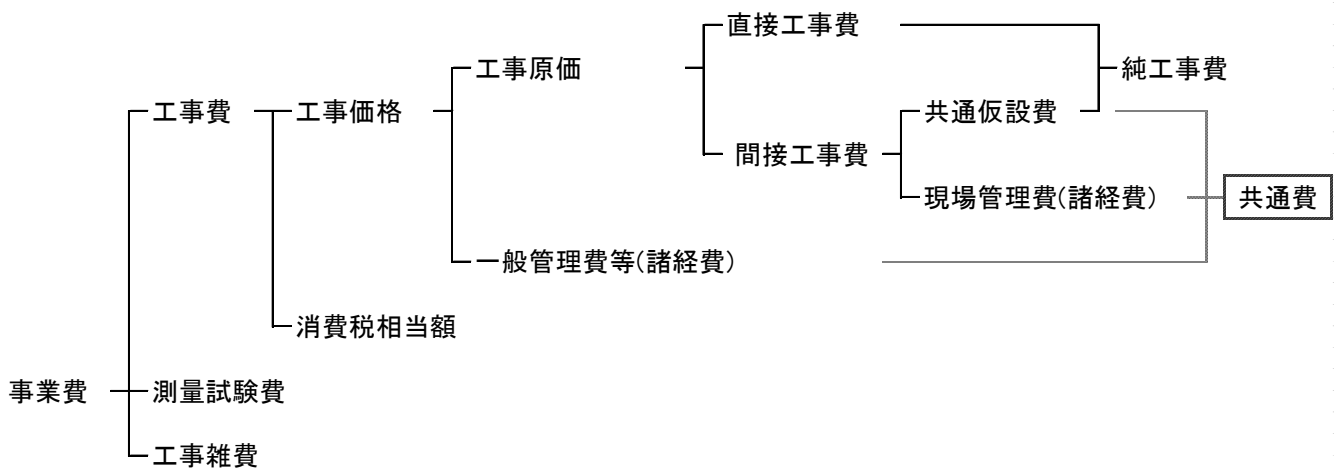
2 県、市町村は、事業実施主体が当該補助事業によって整備した農用地、機械等を適正に管理するよう指導する。

(別表第1) 工事雑費

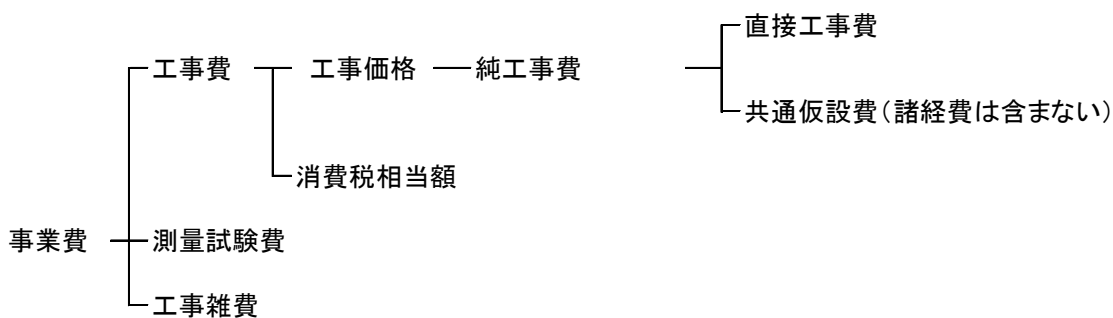
区 分	内 容
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料、雑役務費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料

(別表第2) 小規模基盤整備関係

ア 請負施行の場合

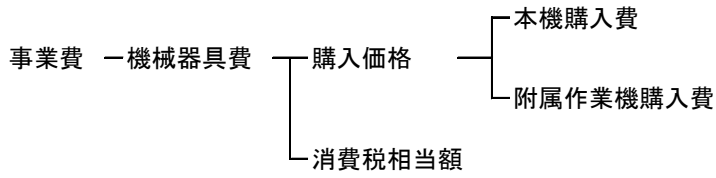


イ 直営施行の場合

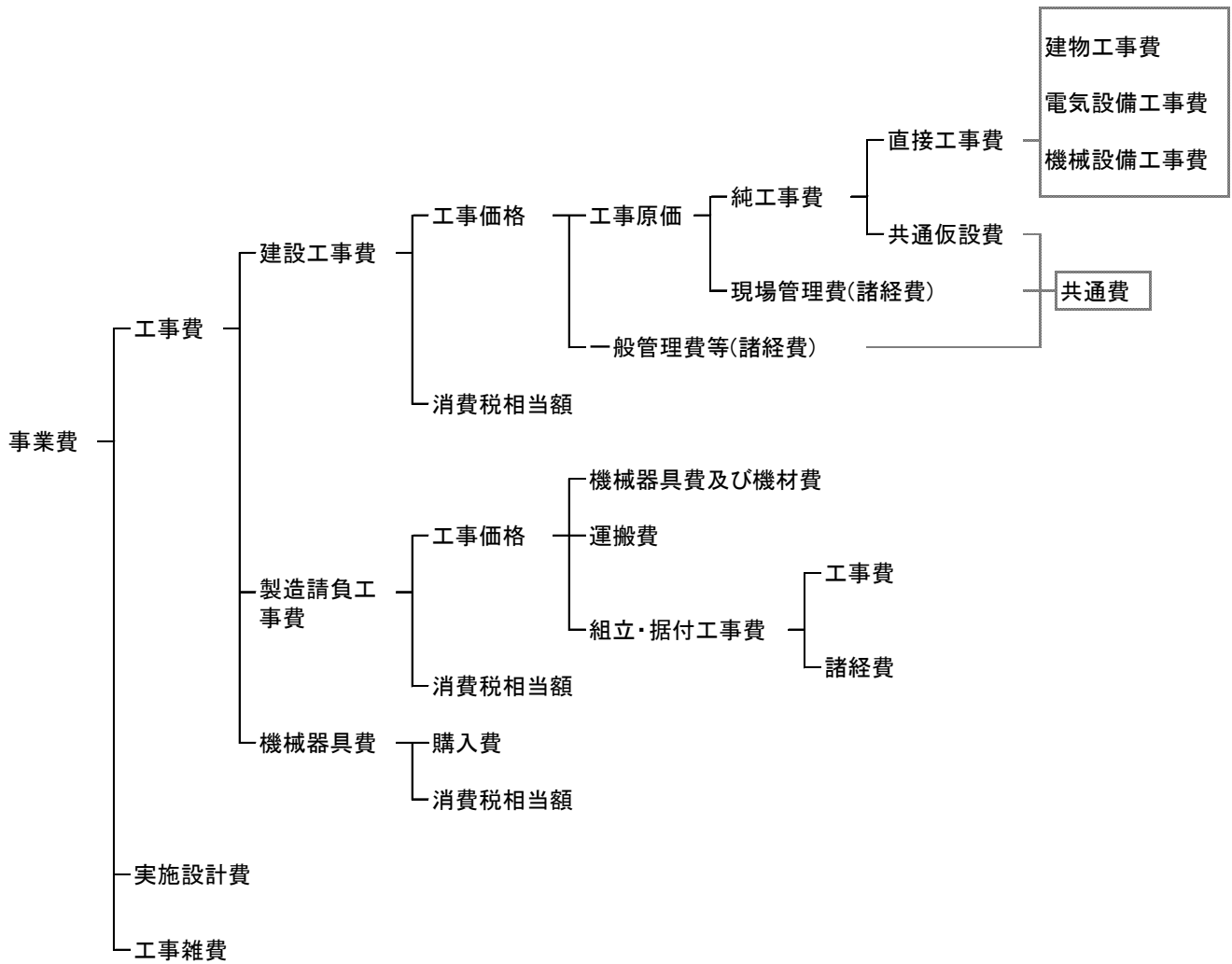


(別表第3) 機械等整備関係

ア 機械整備の場合



イ 施設整備(請負施行)の場合



(別表第4)

共通仮設費

区 分	内 容
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去及び補修等に要する費用
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(別表第5)

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者へ支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 布 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

(別表第6)

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

様式第1号

令和 年 月 日
番 号

島 根 県 知 事

様

市 町 村 長 等
氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業費補助金交付申請書
(事業)^注

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請事業 別添「様式第2号 事業総括表」のとおり
2. 事業の概要 別添 別記1～5の各「事業計画書」のとおり

(注) 事業区分である自営就農開始支援事業、認定農業者機械等整備支援事業、地域けん引経営体機械等整備支援事業、自営就農志向者受入促進支援事業又は農業省エネ機器等導入緊急支援事業のいずれかを記載し、事業区分毎の申請とする。

令和 年度担い手経営発展支援事業(実績)総括表
(事業)

(単位:円)

事業種目	事業実施主体	代表者職・氏名	事業内容	①課税事業者 ②免税事業者 (簡易課税事業者含む) (A)	【補助対象額】 (A)が①の場合 は、 税抜額 (A)が②の場合 は、 税込額	総事業費 (税込) (a) + (b) + (c)	負担区分		
							県補助額 (a)	市町村、再生 協又は担い手 協補助額 (b)	その他 (c)
						0			
合計									

※変更の場合は、変更前を()で上段に記載する。
※(A)が未定の場合は、「②免税事業者」と記載すること。

1 事業完了予定(又は完了)年月日 令和 年 月 日

2 添付書類

① 市町村等から事業実施主体へ補助金を交付する場合には「補助金の交付に関する規程」

島 根 県 知 事

様

市 町 村 長 等
氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業費補助金変更承認申請書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

【重要な変更の内容】

- 補助事業の実施主体の変更
- 補助事業の中止又は廃止
- 補助事業の施工箇所の変更
- 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- 事業内容の主要な部分に関する変更
- その他知事が必要と認める場合
変更内容:

- (注) 1 補助金の額が増額する場合は、件名の「担い手経営発展支援事業費補助金変更承認申請書」を「担い手経営発展整備支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。重要な変更以外の変更に伴う添付書類については別表1～5の事業ごとに別途指示を受けるものとする。
- 3 重要な変更の内容については、該当する項目に✓をすること。

島 根 県 知 事

様

市 町 村 長 等
氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業費補助金概算払請求書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの補助金について、下記により金 円を概算払によって
交付されたく請求します。

記

(単位:円)

事業実施主体	交付決定額		月 日時点 (予定)出来高		補助金			事業完了 予定年月 日	備考
	補助対象経費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回請求 額 (C)	残額 (A-B-C)		
合計				(%)	(%)	(%)	(%)		

- (注)1 概算払請求は、原則、事業実施主体から業者に対して既に支払いが済んでいるもの、又は概算請求月の翌月までに支払いを要するもの限り、請求額を証明できる資料(領収書、請求書、契約書、入札結果報告書等)を添付すること。
 2 「交付決定額」には補助金の交付決定(変更があった場合は変更承認後)の額を記入すること。
 3 「(%)」には、(A)を100%とする割合を小数点以下第1位で記入すること。

島 根 県 知 事
様

市 町 村 長 等
氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業完了報告
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があったこの事業(の一部又は全部)について、下記のとおり完了したので報告します。

記

(単位:円)

事業種目	事業実施主体	事業内容	施行箇所 又は 実施場所	事業量	事業費	県補助金	着手 年月日	完了 年月日	備考

- (注) 1 着手年月日:入札通知、印刷発注、研修会の開催通知など、交付決定日以降に事業を開始するための最初の手続きを行った日(その書面の日付による)。
2 完了年月日:間接事業者である市町村(直接事業者である県)から事業実施主体(農業者など)への支払が終了し、かつ、市町村(県)による完了検査が終了した日。

様式第6号

令和 年 月 日
番 号

島根県知事
様

市町村長等
氏名

令和 年度担い手経営発展支援事業費補助金実績報告書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり
その実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

1. 申請事業 別添「様式第2号 事業総括表」のとおり
2. 事業の概要 別添 別記1～5の各「実績報告書」のとおり

令和 年 月 日
番 号

島 根 県 知 事

様

市 町 村 長 等
氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり
報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金交付規則第11条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	令和 年度	補助事業名	担い手経営発展支援事業 (事業)												
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分 事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
								県補助額	市町村、再生協 又は担い手協補 助額	その他					
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
合計	—	—	—	—	—	—					—	—	—	—	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 4 牛を導入した場合は、摘要欄に個体識別番号を記入し、牛の名称や個体識別番号がわかる資料(例:子牛登記書、競落通知書)を添付する。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 6 農業省エネ機器等導入緊急支援事業で導入した機械等は、耐用年数と処分制限期間(機械の場合は8年)が異なる。

島 根 県 知 事

様

市 町 村 長 等

氏 名

令和 年度担い手経営発展支援事業遂行状況報告書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業が予定期間内に完了しない理由
(補助事業が困難となった理由を記載すること)

2 補助事業の遂行状況

事業種目	事業実施主体	総事業費 円	事業の遂行状況				備考
			当初予定完了年月日までに完了したもの		当初予定完了年月日を過ぎて実施するもの		
			事業費 円	出来高比率 %	事業費 円	事業完了 予定年月日	
計							

市町村長等 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

整備に係る入札等契約方式について

このことについて、施行契約の形式を下記の通り報告します。
なお、契約締結後は、様式10号の2(報告様式)により結果を報告します。

記

事業名	担い手経営発展支援事業 (事業)		
対象機械等又は契約名			
入札等の方法 ※選定方法に「○」をする	指名競争入札		随意契約(見積合せ)
			随意契約(1者)
入札又は契約予定年月日日			
指名競争入札又は随意契約を行う場合の理由について			
指名競争又は見積り合せの指名者数	者		
入札予定価格	税込価格		円
	税抜価格		円

*入札予定価格が未公表の場合は、金額の後ろに「未公表」と記入

市 町 村 長 等 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

入 札 等 結 果 の 報 告

このことについて、下記のとおり結果を報告いたします。

記

事 業 名	担い手経営発展支援事業 (事業)		
対 象 機 械 等 又 は 契 約 名			
入 札 等 の 方 法 ※選定方法に「○」をする	一般競争入札		随意契約(見積合せ)
	指名競争入札		随意契約(1者)
※指名競争入札又は随意契約の場合、その理由	様式10号(届出様式)による ※市町村等の入札規定による場合は、規定の該当部分を添付してください。		
結 果 の 公 開 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 ・ <input type="checkbox"/> ホームページ ・ <input type="checkbox"/> その他()		
入 札 年 月 日			
入札参加業者名及び 入札価格(税抜) ※本欄の記載については、「別紙のとおり」と記載し、入札調書等を添付することで替えることができる。			円
			円
			円
			円
			円
落 札 業 者 名			
落 札 価 格	税込価格		円
	税抜価格		円
入 札 予 定 価 格 (税 抜)	円		

*入札予定価格が未公表の場合は、金額の後ろに「未公表」と記入